平成20年度予算概算要求等に係る事前評価書

平成19年8月

政策名	1. 経済産業政策		
施策名	09. 消費者行政(製品・取引)の推進		
主管課名	商務流通グループ　消費経済政策課	主管課長名	消費経済政策課長　安井　正也

施策目的 ※長期的インパクト	消費者が、安全な製品を利用できる環境や、商品・サービスを安心して取引できる市場環境を整備することにより、消費者の生命・身体・財産を保護するとともに、国民経済の健全な発展を達成する。
施策目標・指標 ※中・短期的なアウトカム	1. 消費者が安全な製品を利用できる社会の実現 製品事故が増大する中、事故の拡大・再発防止から未然防止に至るまで、幅広く事故防止が図られるための環境を目指す。 そのために、製品安全法制度*のみならず、事業者・消費者の自主的な取組**をも一体となった事故防止制度を構築する。 (*　消費生活用製品安全法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、ガス事業法、電気用品安全法の４法) (**具体的には、事業者が自主行動計画を策定する等) 【指標】 ・製品事故発生件数等の推移（製品安全４法に関する事故件数、立入検査件数、違反措置件数） ・製品安全自主行動計画策定率

	2.　適正な取引秩序に基づいて、健全に発展する市場の実現 　訪問販売や通信販売といった特定商取引、クレジット取引、商品取引等、それぞれ現実に存在する個別の特徴を持った各取引形態に適したルールに基づく取引秩序が確立した市場を目指す。 【指標】 ・国民生活センターPIO－NETに寄せられる消費者からの苦情相談件数 ・特定商取引、割賦販売、商品取引に関する相談件数―（個別の措置を講じた特定の分野に関する相談件数の推移等を含む。） ・特定商取引法違反に対する処分件数、割賦販売法に基づく立入検査件数、商品取引に関する立入検査件数
施策の必要性 ※施策の背景、行政関与の必要性	社会の高度技術化、生活文化の多様化が進展し、多様な製品、多様な取引形態が次々と生まれている現状において、消費者や事業者の合理的行動に任せ、悪質な商品や事業者が市場から淘汰されるのを待っていては、実際に発生する製品事故や消費者トラブルを防ぐことができない。そこで、消費者の安全・安心の確保を図るうえでは、このような市場メカニズムに任せるだけではなく、国として製品の安全や取引の安全に対処する必要がある。 ①　製品については、消費者の安全が確保されるような一定水準の安全レベルは、市場メカニズムだけでは確保が困難であり、国による法令等での安全規制や事業者への働きかけ等が必要不可欠である。そのため、規制対象製品ごとに技術基準を設定し、各法令で定められた表示が付された技術基準適合製品以外は販売を禁止するなど、製品安全4法を適正に執行することが重要である。また、改正消費生活用製品安全法に基づき、事業者から報告された事故情報の公表・周知・分析を徹底すること等の確実な実施も、消費者の安全を図るうえで、重要である。 　加えて、事業者のみならず消費者一般に対しても製品安全問題について広く関心や問題意識を持ってもらうため、広汎かつ確実な周知活動を行うことは、行政の極めて重要な役割である。 ②　訪問販売等の特定商取引、クレジット取引、商品取引等の商取引分野においては、消費者トラブルが生じやすく、また現に消費者相談の件数も多い。これらのトラブルを引き起こす悪質事業者は、次々と新しい手口を用いてルール違反を繰り返すため、そもそも市場メカニズムにおける経済合理性によっては淘汰されない性質を有しており、国が取引の安全を確保するための各種法規制を常に整備していくとともに、機動的で厳正な法執行を併せて行う必要がある。 　また、消費者を迅速・適切に保護し、健全な市場を遍く整備するためには、悪質商法の現状や関連法規の整備・適用の状況などについて、法執行の一部を担う都道府県、消費者相談を行う各種相談員や消費者自身に対して、広く統一的な情報提供を国が行う必要がある。

施策目標実現へ向けた取組の全体像	施策目標を実現するため、当省として下記の取組を展開する。 ①製品の安全・安心の確保について（安全に製品を利用できる社会の実現） 　製品による消費者の生命又は身体に対する危害の発生等を防止するために、規制対象品目ごとに「消費生活用製品安全法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」、「ガス事業法」及び「電気用品安全法」が定められている。これら製品安全4法では、特に危険性が高い品目を指定し、品目ごとに技術基準を定めている。本施策では、こうした製品安全関連法令に基づき、規制対象製品を指定する、事業者に対する試買テスト、立入検査を実施する等により、製品事故の未然防止・再発防止を図る。 　具体的には、改正消費生活用製品安全法に基づく事故情報収集制度により、製品事故に関する情報の迅速な収集と公表を確実に実施し、必要に応じ自主回収を促進する等、事故の拡大・再発防止を図る。また、製品安全法令を補完する制度整備について検討を行う。 　さらに、事業者や消費者自身が、安全・安心を事業活動や消費活動における重要な価値とする、いわゆる「製品安全文化」が社会に定着するよう、製品安全の広報・普及活動等に取り組んでいく。 ②取引の安全・安心の確保について（適正な取引秩序に基づいた市場の実現） 1）　訪問販売、通信販売等特にトラブルの多い特定の取引については、特定商取引法において事業者の行為に対する一定の規制及びトラブルが生じた場合の民事ルールを定めている。本施策においては、最新のトラブル実態を把握するための消費者トラブルモニタリング事業を通じて、法改正も含めた機動的な対応を行う材料とするとともに、既に生じたトラブルについては特定商取引法等の行政処分の執行による厳正な対応や、インターネット通信販売における特定商取引法の表示義務遵守状況をモニタリングする電子商取引モニタリング事業等を通じて適正化を図る。 2）　クレジット取引等については、「割賦販売法」において事業者の行為に対する一定の規制及びトラブルが生じた場合の民事ルールを定めている。本施策においては、近年のクレジット取引等における消費者トラブルの実態、インターネット商取引等の新たなビジネスモデルの発展等の環境変化を踏まえ、法制度の運用・解釈の明確化を図り、消費社会の高度化及びクレジット取引等におけるトラブルに厳正に対応すべく、クレジット取引等における実態等の調査研究を行う。 3）　商品取引については、商品先物市場の健全な運営の確保と委託者保護の観点から、「商品取引所法」に基づき、商品取引所、商品取引員等について許認可・監督等を行っている。今後も、苦情やトラブルの減少を目指し厳格な法執行に努めるとともに、商品先物市場が産業インフラとして一層の機能を発揮し、国際化に対応した信頼性・利便性の高い市場となるよう取り組む。そのため、本施策においては、商品先物取引における受託業務の実態把握や海外の実態調査等、今後の商品取引に関する法制度整備に資する調査を実施する。

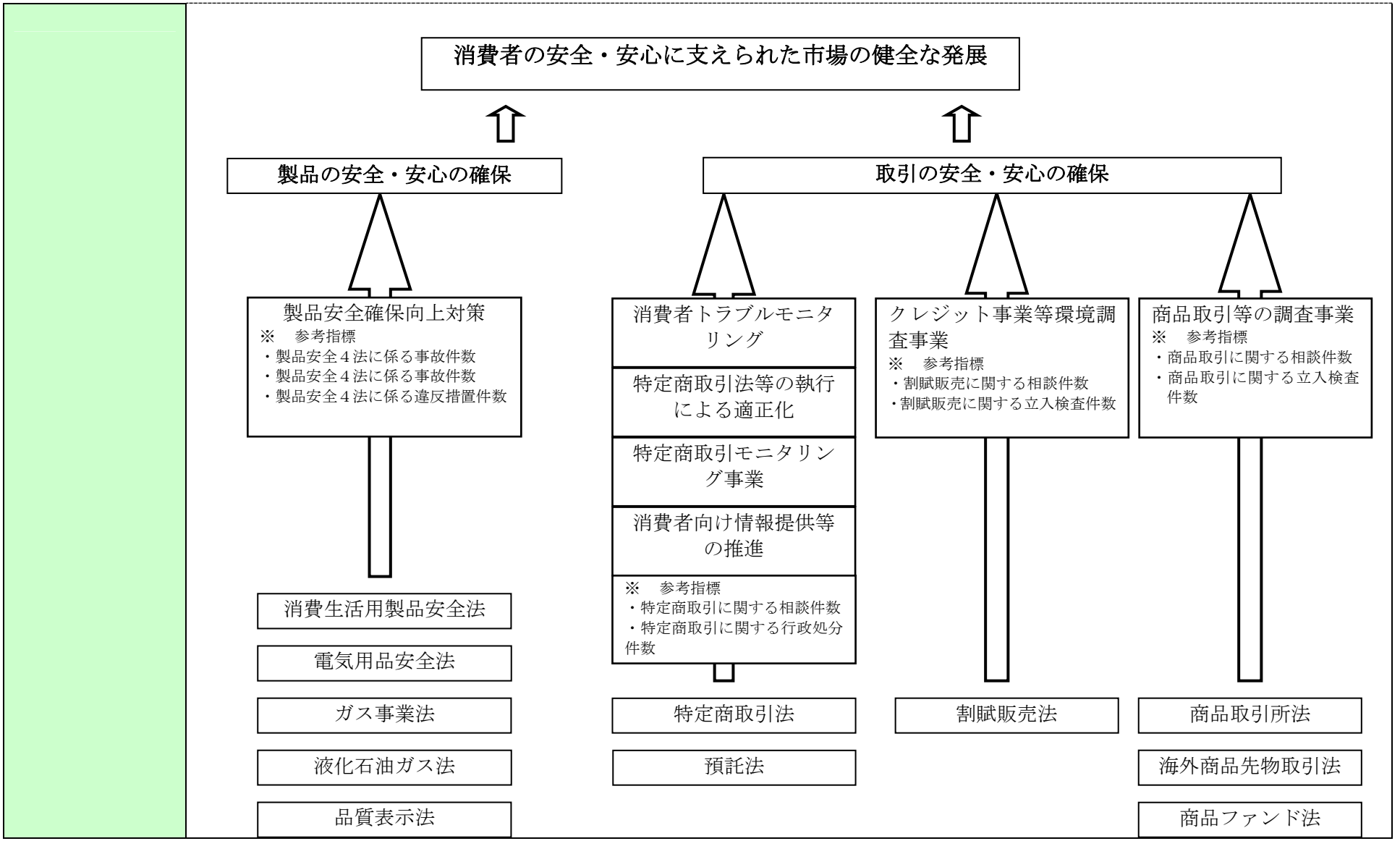
消費者の安全・安心に支えられた市場の健全な発展
製品の安全・安心の確保
取引の安全・安心の確保
製品安全確保向上対策
※　参考指標
・製品安全４法に係る事故件数
・製品安全４法に係る事故件数
・製品安全４法に係る違反措置件数
消費生活用製品安全法
電気用品安全法
ガス事業法
液化石油ガス法
品質表示法
消費者トラブルモニタリング
特定商取引法等の執行による適正化
特定商取引モニタリング事業
消費者向け情報提供等の推進
※　参考指標
・特定商取引に関する相談件数
・特定商取引に関する行政処分件数
特定商取引法
預託法
クレジット事業等環境調査事業
※　参考指標
・割賦販売に関する相談件数
・割賦販売に関する立入検査件数
割賦販売法
商品取引等の調査事業
※　参考指標
・商品取引に関する相談件数
・商品取引に関する立入検査件数
商品取引所法
海外商品先物取引法
商品ファンド法

施策の実施状況

《施策開始時期～終了予定時期》
昭和48年度～
《目標達成状況・指標の推移》

指標（参考指標を含む）	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
＜取引の安全・安心確保＞					
①特定商取引に関する相談件数（万件）	58	110	149	83	60
②特定商取引法違反に対する処分件数（件）	25	26	40	80	84
（参考1：アポイントメント・セールスに関わる相談件数（件））	19,265	18,732	12,962	11,618	11,116
（参考2：点検商法に関する相談件数（件））	11,672	13,781	13,321	12,808	8,269
③割賦販売法に関する相談件数（万件）	15	16	15	12	11
（うち個品割賦購入あっせんに係るもの（万件））	―	14	14	10	10
④割賦販売法に基づく立入検査件数（件）	126	124	117	123	145
⑤商品取引に関する相談件数（件）	7,583	7,810	7,368	4,713	4,527
⑥商品取引に関する立入検査件数（件）	21	20	13	16	15
＜製品の安全・安心確保＞					
⑦製品安全4法に関する事故件数（件）	645	478	578	504	1,452
⑧製品安全4法に関する立入検査数（件）	146	272	250	300	300
⑨製品安全4法における違反措置件数（件）	48	56	161	137	318
⑩製品安全4法における試買テスト件数（件）	―	341	472	521	515

出典（①，参考、③，⑤：国民生活センターPIO－NET集計）

《投入コスト》

	H18年度	H19年度	H20年度
総予算執行額(億円)	6.9 (執行額)	8.3 (予算額)	13.2 (要求額)

※総予算執行額は、施策の各年度における事業構成(前年度の事前評価書)に基づいて集計された額であるため、予算要求書における額とは必ずしも一致しない。
※平成 18 年度の執行額は、34施策への整理が未実施であったため、参考値として記載する。
※総予算執行額には、交付金、共通管理経費、事務費を含まない。

平成20年度における施策の展開	製品安全の分野については、昨年、消費生活用製品安全法を改正し、事故情報の報告・公表制度を新設したことで、製品事故の再発防止策を強化したところであるが、今後は、さらに市場出荷後における製品事故の未然防止策を講じる必要がある。 取引の安全の分野については、本施策の継続的な実施により、消費者トラブルに対する機動的な対応を行ってきたこともあり、全国の消費生活センターに寄せられる相談件数は取引類型によって若干の差異はあるものの、ここ1、2年は大幅な減少傾向にある。 しかし、特定商取引に係る相談件数の減少については、大部分は、架空請求、不当請求によるものであり、訪問販売等の他の取引形態については、若干の減少傾向にあるものもあるが、特定のトラブルに対応しても、別の手法を用いた悪質な販売行為が次々と発生しており、依然として高い水準にある。トラブルの内容としては、70歳以上の高齢者からの相談件数が大幅に増加しており、高齢者に対する悪質訪問販売による高額被害が目立っている。こうした背景を踏まえ、産業構造審議会において、特定商取引法と割賦販売法の見直しについて積極的な審議が進められており、トラブルの温床となっている個品割賦購入あっせんを利用した訪問販売等に対する有効な規制や、法執行強化策等につき、抜本的な解決策の検討が行われている。 こうした背景から、平成20年度以降は、見直し後のルールや制度の広報や普及、執行体制の強化などの実効的な取組を講じることにより、個品割賦購入あっせんつきの訪問販売に関する苦情相談件数を半減させるなど、実際のトラブルの減少につなげていく必要がある。 こうした現状を踏まえ、平成20年度要求に当たっては、製品安全確保策を強化拡充するための予算等、特定商取引法・割賦販売法改正をも視野に入れた所要の対応のために必要な予算等を要求するとともに、都道府県等とも連携した法執行の強化のため、地方局との連携強化・法執行に係る機構定員の拡充要求を行う。 ①製品の安全・安心の確保について（安全に製品を利用できる社会の実現） **《予算》** ・より迅速かつ適切に製品事故の未然・再発防止を図るため、試買テスト、製品安全4法に係る技術基準の見直し、製品事故の未然防止制度の運用、製品安全に係る普及・啓発活動等に必要な予算を拡充。 **《機構定員》** ・より迅速かつ適切に製品事故の未然・再発防止を図るため、事故情報収集制度や製品事故の未然防止制度の運用に必要となる定員の要求。 **《法令・ガイドライン》** ・消費生活用製品安全法等の改正により、消費者による保守・点検が難しく、潜在的危険性のある製品について事業者による保守・管理サポート制度」を創設。・中古品を取り扱う中古品販売事業者を中心に、製造事業者の協力も得つつ、とりおこなわれる取扱説明書を添付できるようにすること、リコール対象製品を販売しないこと、一定の安全確認を行うこと等を内容とする自主プログラムの策定・普及を支援。 ②取引の安全・安心の確保について（適正な取引秩序に基づいた市場の実現） **《予算》** ・特定商取引法の改正に向けて必要となる経費、特に改正後の新しい制度を事業者及び消費者に広く周知・啓発するために必要となる予算

	を拡充。 ・悪質事業者への執行にかかる体制が不十分であるため、特定商取引法の執行を強化するために必要となる非常勤職員手当・旅費等を増額。 ・クレジット取引に係る法解釈・運用の明確化を図り、消費社会の高度化に伴うクレジット取引のための関連予算を要求。 ・商品取引所法等に基づく検査・監督を更に強化するため、立入検査等に必要となる非常勤職員手当・旅費等を増額。 **《機構定員》** ・特定商取引法の執行強化に係る機構定員の要求。 ・海外商品先物オプション取引等に係る執行強化に係る機構定員の要求。 **《法令・ガイドライン》** ・特定商取引法の改正により、高齢者層に見られるような訪問販売を中心とした被害拡大に歯止めをかけるための抜本的制度見直しや、同種の消費者被害の未然防止・拡大防止を目的とした消費者団体訴訟制度の導入、インターネットを利用した通信販売における利用者保護等を図り、取引環境の適正化につき必要な措置を講じる。 ・割賦販売法の改正により、悪質商法を助長するような不適正与信の排除、過剰与信の防止等のための抜本的な制度見直しを図り　、クレジット取引の適正化につき必要な措置を講じる。
施策の 有効性・効率性 ※施策効果 ※施策効果と施策コストとの関係、他の施策手段との比較等	《施策効果・有効性》 　消費生活用製品安全法は、個別の法律で安全の確保が図られた製品以外全てを対象とすることで、漏れのない、包括的な消費者の安全・安心の確保を行うことができる。このことは、消費者の安全・安心を図るうえで、本施策が、極めて大きな役割を果たしていると言える。 　消費者取引に関する相談件数が全体として年間100万件強であるのに対し、相談の6割以上は本施策の対象となる特定商取引、割賦販売、商品取引の分野に集中しており、消費者取引の安全・安心を確保する上で、当該分野へ集中した対策の有効性は高い。 　また、「法の整備」と「法の執行」の枠組みを両輪として施策を推進することで、事前予防と事後的解決の両面からの対応が可能となり、ひいては「消費者の安全・安心に支えられた健全な市場の発展」を実現することができることから、効果は大きい。 《効率性》 　本施策においては、消費者の安全・安心の確保の観点から、まず法の整備によって事業者が遵守すべき義務や、消費者による自衛を可能とする権利等を規定するとともに、整備されたルールの普及に基づく法執行に重点を置き、業務停止命令や危害防止命令（製品の回収を含む）等の行政処分を着実に行い、違法な事業者、違反製品を市場から排除し、法遵守への誘導を行っている。また、それとあわせて、企業に対し製品安全確保に係る自主的なガイドラインの策定を・運用を働きかける、消費者に向けて危険な製品の情報をいち早く提供するなど、製

	品事故の事前防止に主眼を置いた効率的な取組を行っている。 さらに、取引の安全についても、法制度の整備のみならず、整備した法制度が有効に活用されるよう、消費生活センターや消費者に向けて、新たな悪質商法の情報や、民事ルール等の活用方法等について積極的に情報提供を行っており、トラブルの未然防止や、事後解決の迅速化、円滑化に効果をあげている。 このように、本施策においては、法の整備から執行、その活用に至るまで各フェーズに応じた実効性確保の取組を行っており、効率的な施策目的の実現を図ることができる。
関連する閣議決定や施政方針演説等における位置付け	**○第 165 回国会における安部内閣総理大臣所信表明演説(平成 18 年 9 月)（抄）** 「国民の安全を確保するのは、政府の基本的な責務です。子どもが犠牲となっている凶悪事件や飲酒運転による悲惨な事故が相次いでいます。地域社会との連携の強化や、取締りの徹底などにより、「世界一安全な国、日本」の復活に全力を尽くします。 最近、エレベーターの事故や、ガス瞬間湯沸かし器による一酸化炭素中毒といった、規律の緩みを思わせる事故が相次いでいます。事故リスク情報の公開や安全規制の強化など、再発防止に向けて取り組んでまいります。」 **○衆議院・経済産業委員会「消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案」に対する附帯決議（抄）（平成18年）** 三　重大製品事故の発生や製品回収等の危害防止措置に関する情報が、迅速に全国の一般消費者に隈なく行き渡るようにするため、特に高齢者世帯等に配慮し、地域の情報ネットワーク等、考えられる手段を駆使して遺漏なきを期すること。 四　小売事業者等から製造・輸入事業者への製品事故情報の通知が迅速かつ確実に行われるよう、各種業界等に対して啓発に努めるとともに、大手量販店等における情報提供の実施が確保されるよう、これらへの指導を徹底し、必要に応じて適切な措置を検討すること。 五　企業が安全安心な製品のみを市場に供給することを経営の最優先課題とするような「安全文化」の早急な確立を図るための指導を徹底すること。 **○参議院・経済産業委員会「消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案」に対する附帯決議（抄）（平成18年）** 二　重大製品事故の情報については、消費者の生命・身体の安全を第一に考え、主務大臣による迅速かつ積極的な公表に加え、消費者や相談機関が情報を能動的に取得できる仕組みの構築を検討すること。 **○衆議院・経済産業委員会「特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案」に対する附帯決議（抄）（平成16年）** 一　消費者に対して本改正内容の周知徹底を図るため、消費者団体等の協力を得つつ、啓発活動の充実に努めること。特に、高齢層、若年層に被害が多発している現状にかんがみ、学校教育、社会教育の一層の充実を図ること等により、消費者被害の未然防止に努めること。 **○参議院・経済産業委員会「特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案」に対する附帯決議（抄）（平成16年）** 二　本改正の趣旨及び内容について、消費者、事業者等に対して十分な周知徹底を図り、消費者団体等の協力を得つつ、啓発活動の充実に努めること。

	特に、高齢層、若年層に対しては、社会教育、学校教育のより一層の充実を図ること等により、消費者被害の未然防止に万全を期すこと。 **○衆議院・内閣委員会「消費者契約法の一部を改正する法律案」に対する附帯決議（抄）（平成18年）** 三　消費者被害の救済の実効性を確保するため、適格消費者団体が損害賠償等を請求する制度について、司法アクセスの改善手法の展開を踏まえつつ、その必要性等を検討すること。また、特定商取引法、独占禁止法、景品表示法等の消費者関連諸法についても、消費者団体訴訟制度の導入について検討を進めること。 **○参議院・内閣委員会「消費者契約法の一部を改正する法律案」に対する附帯決議（抄）（平成18年）** 八　消費者被害の救済の実効性を確保するため、適格消費者団体が損害賠償等を請求する制度について、司法アクセスの改善手法の展開や犯罪収益剥奪・不当利益返還の仕組みの検討を踏まえつつ、その必要性等を検討すること。また、特定商取引法、独占禁止法、景品表示法等の消費者関連諸法についても、消費者団体訴訟制度の導入について検討を進めること。 **○衆議院・経済産業委員会「商品取引所法の一部を改正する法律案」に対する附帯決議（抄）（平成16年）** 三　商品取引員の受託業務の実態を毎年調査し、公表するよう務めること。 **○参議院・経済産業委員会「商品取引所法の一部を改正する法律案」に対する附帯決議（抄）（平成16年）** 二　両建て勧誘、特定売買、向玉等の悪用については厳正に対処するとともに、今後の委託者トラブルの動向を踏まえ、禁止行為の類型やその実行性の確保策について適時適切な見直しを行うこと。 **○衆議院・財務金融委員会「証券取引法等の一部を改正する法律案」及び「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」に対する附帯決議（抄）（平成18年）** 三　商品先物取引、海外商品先物取引及び海外商品先物オプション取引については、取引の特徴やこれまでの被害の実態にかんがみ、実効性のある規制及び検査・監督を行うため、厳正な対応を可能とする体制を整備すること。 ※参議院・財政金融委員会においても、同旨の附帯決議がなされた。 **○参議院・財務金融委員会「証券取引法等の一部を改正する法律案」及び「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」に対する附帯決議（抄）（平成18年）** 一　不招請勧誘禁止の対象となる商品・取引については、店頭金融先物取引に加え、レバレッジが高いなどの商品性、執拗な勧誘や利用者の被害の発生という実態に照らし、利用者保護に支障を来すことのないよう、迅速かつ機動的な対応を行うこと。また、商品先物取引等については、改正後の商品取引所法の執行に鋭意努めることはもちろんのこと、委員会における指摘を誠実に受け止め、商品先物取引はレバレッジ効果を有するリスクの高い商品であることを踏まえ、一般委託者とのトラブルが解消するよう委託者保護に全力を尽くしていくこと。今後のトラブルが解消していかない場合には、不招請勧誘の禁止の導入について検討すること。

	○第5回消費者政策会議における山本経済産業副大臣の発言（平成19年7月3日） 経済産業省は、昨年、消費生活用製品安全法を改正し、重大製品事故情報の収集・公表制度を導入しました。今年は、さらに、事故の未然然防止を図るため、製品ライフサイクル全体の安全確保の強化に取り組んでまいります。 また、取引における消費者保護については、①クレジットを用いた悪質な訪問販売の排除、②指定商品・役務制の見直しなどについて、割賦販売法や特定商取引法の改正の検討を進めているところです。 これらの取組につきましては、関係する省庁も多数に及びますが、御協力のほどよろしくお願いいたします。 **また、あわせて第5回消費者政策会議で決定された、平成19年度の「消費者基本計画の検証・評価・監視について」**において以下の項目などが挙げられているところ。 ・ITを利用した取引における利用者保護、消費者団体訴訟制度の導入、指定商品・指定役務制の廃止などを内容とした特定商取引法の見直し ・悪質な勧誘販売行為を助長する不適正与信の排除のための割賦販売法の見直し・消費生活用製品に関する事故情報の収集、分析、事故防止への活用強化、ガス関係機器の安全性の確保
中間・事後評価の時期	平成23年度
施策に対するユーザーや有識者の意見	＜有識者からの意見＞ ○「産業構造審議会消費経済部会製品安全小委員会中間とりまとめ(案)」（平成19年6月）において、 事故情報の報告の義務化などの事業者の責務や、消費者への事故情報の公表に係る組織間における収集・分析体制の整備、事故報告対象の範囲について提言があった。 ○ 「産業構造審議会消費経済部会第6回特定商取引小委員会中間とりまとめ（平成19年6月）」において ・訪問販売について、個品割賦購入あっせんの方法による訪問販売を実施できる事業者を実質的に限定すること ・特定商取引法の対象となる商取引における消費者トラブルに一層有効に対応するため、消費者団体訴訟制度を導入すること ・訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売の規制対象を限定している指定商品・指定役務制については規制の後追いの原因になっていることから、これを廃止し、原則適用方式（ネガリスト）化すること ・インターネット通信販売の適正化に関して、迷惑メールをオプトイン規制に移行すること、場の提供事業者の役割について検討すること などが特定商取引法の見直し事項として指摘された。 ○「産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会中間整理（平成19年6月）」において、近年、特に割賦購入あっせん業に関する消費

	者被害の拡大が問題となっている状況の下、悪質商法を助長する不適正与信の排除、過剰与信の防止、クレジット情報漏洩の防止、指定商品制、割賦要件の見直し等をすることについて指摘された。 ○独立行政法人国民生活センターより、商品先物取引に関する注意喚起（平成 16 年 4 月）、海外商品先物取引・海外商品先物オプション取引に関する注意喚起（平成 18 年 7 月） 、マルチ取引に関する注意喚起（平成18年11月）、ロコ・ロンドン金取引に関する注意喚起（平成19年1月）がなされた。

施策目標を実現するための具体的措置

【予算措置（研究開発事業を除く）】

事業名	会計名	再掲（施策）	新規継続	補助委託等	開始年度	終了年度	18年度予算額（億円）	18年度執行額（億円）	19年度予算額（億円）	20年度要求額（億円）	事業概要
(1)商品取引等の調査事業	一般会計	—	継続	委託	H18	未	0.3	0.2	0.2	0.2	国会審議における附帯決議を踏まえた、商品取引に参加する一般委託者及び商品取引員の受託業務の実態把握のための調査等を行うとともに、今後の商品取引に関する法制度の検討に資する調査を行う。
(2)証券監督者国際機構(IOSCO)分担金	一般会計	—	継続	分担金	H10	未	0.01	0.01	0.01	0.02	商品先物市場監督当局の国際的な連携強化を目的とする証券監督者国際機構(IOSCO)の機構運営費。
(3)クレジット事業等環境調査事業	一般会計	—	継続	委託	H18	未	0.4	0.4	0.4	0.4	近年のクレジット取引等における消費者トラブルの実態、インターネット商取引等の新たなビジネスモデルの発展等の環境変化を踏まえ、今後のクレジット取引に関する法制度の運用・解釈の明確化や、消費社会の高度化に資するため、取引実態等の調査研究を行う。
(4)特定商取引法等の執行による適正化	一般会計	—	継続	委託	H12	未	0.2	0.2	0.2	0.2	特定商取引法第60条に基づく主務大臣への申出制度の一層の活用を図るため、申出を行おうとする者に指導又は助言等を行う。また、法執行の強化、迅速化を図るために申出に係る調査等のデータ整理・分析を行う。
(5)消費者トラブルモニタリング事業	一般会計	—	継続	委託	H元	未	0.6	0.5	0.4	0.4	特定商取引法の改正も含めた機動的な対応を図るための資料とするため、電子商取引を巡る諸問題等を含めた最新のトラブル実態の傾向、海外法制調査等を実施。
(6)電子商取引モニタリング等事業	一般会計	—	継続	委託	H12	未	1.7	1.4	1.6	1.3	健全で安心して利用することのできる電子商取引市場(BtoC)を整備し、消費者トラブルの防止を図るため、①迷惑メールに対する点検・取締り、②インターネット通販サイト、オークションサイトに対する点検・取締りを実施。
(7)消費者向け情報提供等の推進	一般会計	—	継続	委託	H14	未	0.8	0.7	0.7	0.7	消費者トラブルの予防・再発防止のため、ウェブサイトを通じて、トラブル解決・未然防止に向けた情報提供や消費者教育の教材提供を行うとともに、消費者教育を促進するため、消費者教育の担い手を育成。
(8)製品安全確保向上対策	一般会計	—	継続	委託	S48	未	4.0	3.5	4.8	10.0	試買テストや技術基準策定調査等の製品安全法令の執行のための事業や、製品安全制度の整備に必要な事業を実施する。

【法令・ガイドライン等】	
関連する法令・ガイドライン等名	**法令・ガイドライン等の概要**
特定商取引法	訪問販売、通信販売、連鎖販売等消費者トラブルの多い取引類型について、書面交付義務等の行政規制及び、クーリング・オフや取消などの民事ルールを定める法律。
特定商品等の預託等取引契約に関する法律	預託等取引契約について書面交付義務等の行政規制及び、クーリング・オフなどの民事ルールを定める法律。
割賦販売法	割賦販売等に係る取引を公正にし、購入者等の利益を保護するため、行政措置や、民事ルールを定める法律。
商品取引所法	国内商品先物市場における取引を規制する法律。
商品先物取引の委託者の保護に関するガイドライン	商品取引所法における事業者に対する勧誘規制の解釈指針。
海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律	海外商品先物市場における取引を規制する法律。
商品投資に係る事業の規制に関する法律	商品投資事業（商品市場へ投資を行うファンドの販売又は同市場への投資判断を行う事業）を規制する法律。
消費生活用製品安全法	消費生活用製品のうち、一般消費者の生命又は身体に対する危害を及ぼす危険性が高いもの等については品目を指定し、品目ごとに技術基準を定める法律
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	液化石油ガス器具等のうち、一般消費者の生命又は身体に対する危害を及ぼす危険性が高いもの等については品目を指定し、品目ごとに技術基準を定める法律。
ガス事業法	ガス用品のうち、一般消費者の生命又は身体に対する危害を及ぼす危険性が高いもの等については品目を指定し、品目ごとに技術基準を定める法律。
電気用品安全法	電気用品のうち、一般消費者の生命又は身体に対する危害を及ぼす危険性が高いもの等については品目を指定し、品目ごとに技術基準を定める法律。
家庭用品品質表示法	消費者が日常使用する家庭用品を対象に品質等について事業者が表示すべき項目やその表示方法を定める法律。
【審議会等】	
審議会等名	**関連する検討内容**
産業構造審議会　消費経済部会	特定商取引を巡る諸問題、製品安全問題について議論を行っており、平成19年3月から、特定商取引法の見直しに向けた検討を行っている。（特定商取引小委員会）
消費経済審議会　特定商取引部会	特定商取引法に基づき、指定商品等一定の政令事項について諮問を受け、審議する。
産業構造審議会　割賦販売分科会	クレジット取引を巡る諸問題への対応のあり方について、平成18年6月に課題と論点整理等をとりまとめたところ。とりまとめを踏まえ、更なる検討を行うため、平成19年2月に同審議会を再開し、不適正与信の排除、過剰与信の防止等について割賦販売法の改正を視野に入れた検討を行っている。（基本問題小委員会）
産業構造審議会　商品取引所分科会	今後の商品先物市場制度のあり方について議論を行っている（最終開催は平成19年3月14日）。
消費経済審議会　製品安全部会	経済産業大臣から消費経済審議会への諮問を受け行われる付託に応じて製品安全に関する事項を調査審議する。
【独立行政法人等】	
独立行政法人名	**関連する業務概要**

独立行政法人　製品評価技術基盤機構（NITE）	立入検査や事故情報の収集などの製品安全行政に係る業務を経済産業省と連携しつつ行う。

【実施体制】

施策に関連する主な課室	関連する業務概要	当該業務の実施体制	関連する機構定員要求概要
商務流通グループ　消費経済政策課	特定商取引法及び消費者トラブル対策の企画立案	消費経済政策課長、ほか12人	―
商務流通グループ　製品安全課	製品の安全に関する法の執行	製品安全課長、ほか24人	本省については、製品事故情報の対応のため、係長3名、消安法の改正等のため、課長補佐1名、係長2名、中古品業界への指導等のため、課長補佐1名、係長1名を要求。地方局については、消安法の改正等のため、課長補佐10名を要求。
商務流通グループ　消費経済対策課	特定商取引法に基づく行政処分（指示、業務停止命令）の実施	消費経済対策課長、統括消費者取引対策官、ほか21人	―
商務流通グループ　消費経済対策課 消費者相談室	消費者からの苦情、相談、問い合わせ対応及び消費者への情報提供等	消費者相談室長、ほか13人	本省における特定商取引法執行体制強化のため、課長補佐2名、係長4名を要求。
商務流通グループ　取引信用課	クレジット取引等に関すること	取引信用課長、ほか22人	―
商務流通グループ　商務課 商務流通グループ　商務課検査室 商務流通グループ　商務課監督室	商品取引所法、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の執行・企画立案	商務課長、ほか46人	本省における海外商品先物オプション取引等に関する体制強化のため、課長補佐1名、係長2名を要求。